

飼養衛生管理者研修会

(家きん)

飼養衛生管理基準（家きん）

- ・家畜伝染病予防法第12条の3に規定
- ・家畜の所有者が守るべき家畜の衛生管理の方法・基準
- ・家きんは4体系に分類 全35項目

I 家畜防疫に関する基本的事項

1～10項目

II 衛生管理区域への病原体侵入防止

11～19項目

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

20～29項目

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

30～35項目

I 家畜防疫に関する基本的事項

* 小規模：家きん100羽未満

* 大規模：鶏・うずら10万羽以上

あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上

1 家きんの所有者の責務

- ・飼養家きんの家畜伝染病予防、まん延防止に努める責任がある
- ・関連法令を遵守し、衛生的な管理を行わなければならない
- ・**飼養衛生管理者**を選任する（所有者自身でも可）
- ・管理者は、現場の衛生状況を確認し、従業員を指導
- ・複数の管理区域がある場合、管理区域ごとに管理者を設置する

2 家畜防疫の最新情報の把握及び衛生管理の実践

- ・家畜防疫に関する最新の情報を把握する
関係機関からの情報提供（衛生だよりなど）、講習会、ウェブサイト
- ・家畜防疫に関する最新の情報を踏まえた農場の衛生管理の見直し、改善
- ・車両、手指などを消毒する場所を記した平面図を備えておく



3 飼養衛生管理マニュアルの整備

- 農場のマニュアルを獣医師等の意見を反映させて作成し、従業員に配布、周知する
- 外部からの立入者もマニュアルに従えるよう看板や張り紙を掲示、またはマニュアルを配布する

令和〇年〇月〇日

〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル

本農場の従事者及び衛生管理区域に入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

1. 農場外での対策	
○農場外の家畜等の取扱い禁止.....	P1
○海外からの肉製品の持込み禁止.....	P2
○海外渡航時及び帰国後の対策.....	P3
○農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組.....	P4
○愛玩動物の飼育禁止.....	P5
2. 衛生管理区域に入る際の対策	
○入場時の動作フロー.....	P6
○車両入場時の動作フロー.....	P7
3. 衛生管理区域の管理及び対策	
○衛生管理区域内の整理・整頓.....	P8
○飼料対策(野生動物の誘引防止対策).....	P9
○飲水対策(「飲用に適した水」の確保).....	P10
○野生動物の侵入防止対策.....	P11
○死亡豚等への野生動物の接触防止対策.....	P12
○ねずみ対策.....	P13
4. 衛生管理区域から出る際の対策	
○出荷デポにおける交差汚染防止対策.....	P14
○退場時の動作フロー.....	P15
○車両退場時の動作フロー.....	P16
(別添)作業手順(SOP)及び緊急連絡先	
〇〇農場 飼養衛生管理者 〇〇 〇〇	

入場時の動作フロー

①衛生管理区域に立ち入る者は、【記載】事務所入り口 等で手指の洗浄・消毒を行う。

②【記載】事務所入り口 等に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。
なお、農場従事者は農場従事者用の台帳に記帳すること。

③更衣室にて、専用衣服・靴・手袋を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。



業者ごとに設置された台帳

[資料提出業者用] 令和〇年 〇〇農場 入退場記録									
日付	入場者	退出者	来訪	登録	登録	登録	登録	登録	登録
1/1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1/2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1/3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1/4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
1/5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1/6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1/7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
1/8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1/9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
1/10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

4 記録の作成及び保管

- ・管理区域への立入者の氏名、海外渡航歴、消毒状況等、家きんの導入・出荷羽数等を記録し、少なくとも **1年間保管**

① 衛生管理区域（農場）入場記録

衛生管理区域（農場）に立ち入った者（所有者及び従業員を除く）の、立入年月日、氏名、所属、目的等を記入し、1年以上保存してください。

農場入場記録表は、農家自らが記入するか、入場者に記録してもらいましょう。

*海外渡航歴

過去1週間以内に海外から帰国（入国）したことの
滞在した国名を明記するとともに、畜産関係施設へ

② 家畜の導入・出荷（移動）記録

導入した家畜の、導入元、用途、頭数、健康状況を記入しましょう。

出荷（移動）した家畜についても、同様に記入しましょう。

5 大規模所有者が講ずる処置

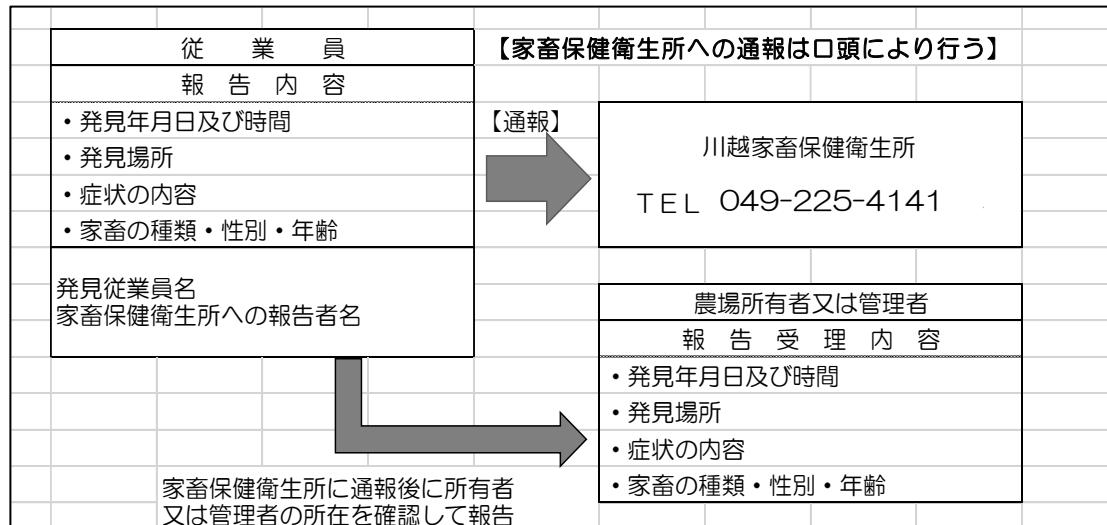
* 鶏・うずら10万羽以上
あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上

- 特定症状発見時は直ちに家保へ通報するよう規定を作成し従業員に周知
- 原則、家きん舎毎に衛生管理者を配置

※複数家きん舎を同一者が管理する場合は、管理する家きんの合計羽数が、鶏・うずらの場合は合計10万羽、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は合計1万羽を超えないこと

- 特に大規模な農場（採卵鶏及び肉用鶏20万羽以上）は、家畜伝染病発生時の対応計画を作成

【通報ルール例】



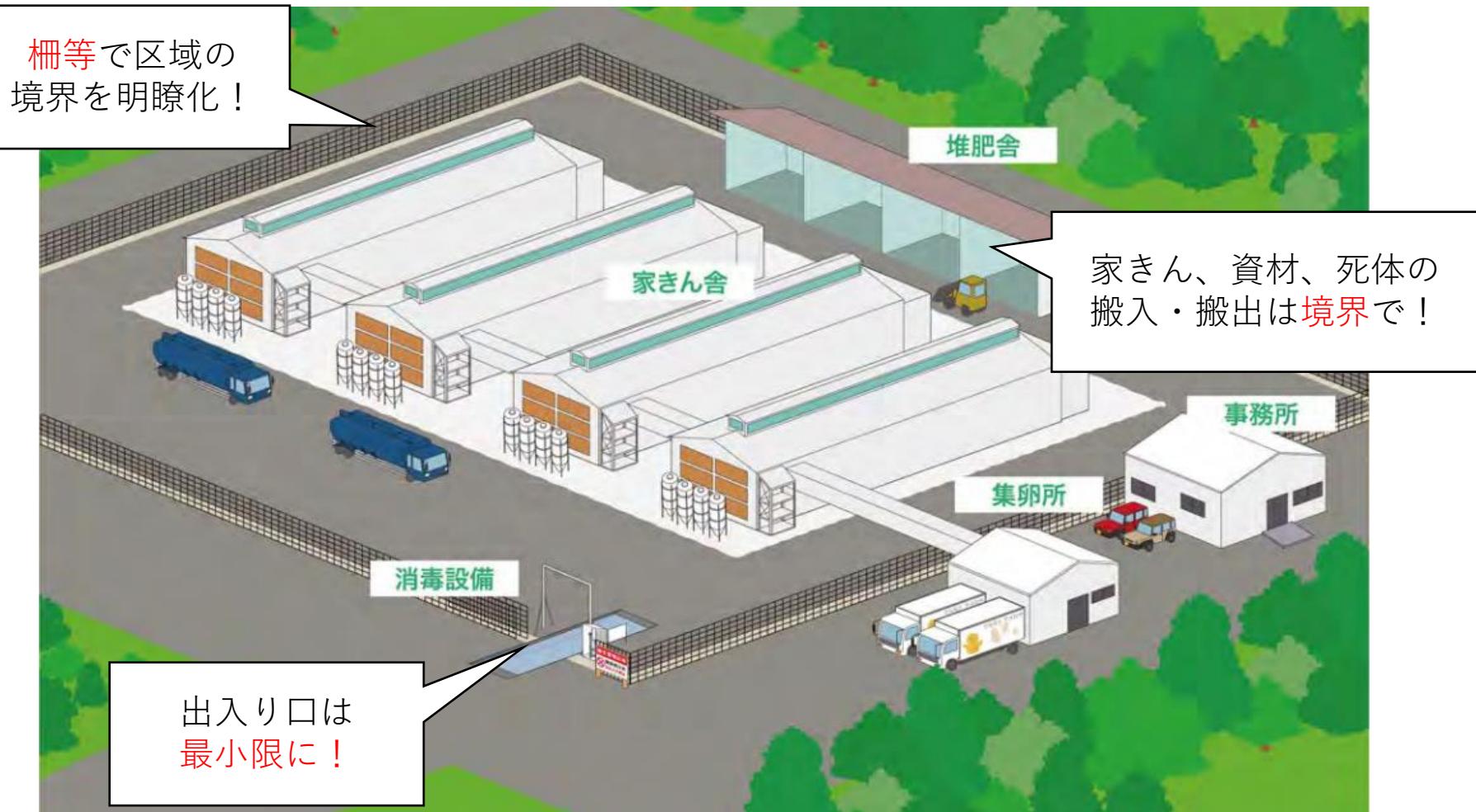
6 獣医師等の健康管理指導

- 農場ごとに、**担当の獣医師又は診療施設**を定め、
定期的に飼養家さんの健康管理について指導を受ける
- ※民間獣医師の確保が困難な地域については、
家保の獣医師を担当獣医師とすることも可能

7 衛生管理区域の設定

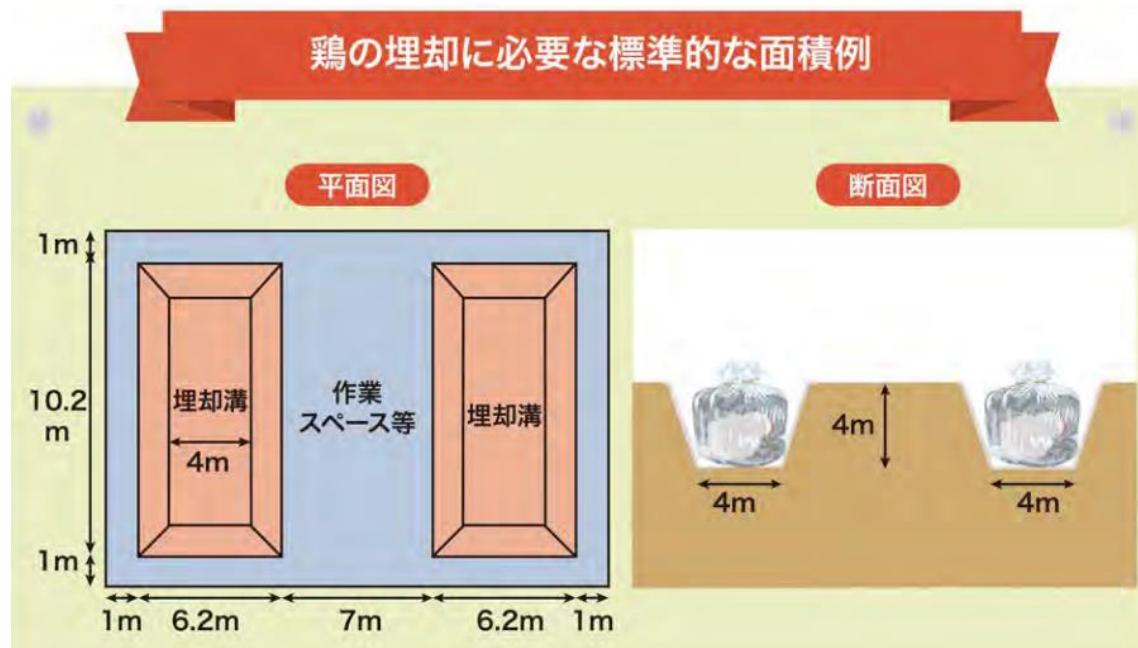
衛生管理区域とは

- ・家きんの飼養に関する施設：畜舎、放牧地、飼料倉庫、堆肥舎など
- ・家きんに触れた者が消毒や衣類や靴を交換せずに行動する範囲を網羅すること



8 埋却等の準備

- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、患畜及び疑似患畜は殺処分の対象となる
- 病原体の拡散防止のため、家きん所有者は死体を埋却するための**埋却地を確保**しなければならない
- 埋却地の確保ができない場合は、焼却施設か化製処理施設又は機械の利用に係る措置について、都道府県知事が求める取組を講じること



9 愛玩動物の飼育禁止

- ・衛生管理区域内での犬や猫等の愛玩動物の飼育は禁止
 - －愛玩動物が家きんとの共通感染症に感染することによる感染拡大リスク
 - －家きん舎内外や衛生管理区域内外へ出入りすることによる病原体拡散リスク

10 密飼いの防止

- ・家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しない
★飼養密度の目安

採卵鶏：0.430～0.555m²/羽 ブロイラー：55～60羽/坪

Ⅱ 衛生管理区域への病原体侵入防止

11 衛生管理区域への必要のない者の立入り制限

- ・出入口の数を最小限にする
- ・出入口付近に立ち入り禁止看板などを設置



H30家畜の飼養衛生管理にかかる取組事例集より

12 他農場等に立ち入った者の入場時の措置

- ・同日に他農場や大臣指定地域に立ち入った人
 - ・過去 1 週間以内に海外から入国した人
- ※家畜防疫員、管理獣医師、飼料運搬業者などがやむを得ず
立ち入る場合は、入浴や着替えなどの必要な措置を講じ
れば立ち入り可能

入場禁止

13 衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等

- ・衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置して、管理区域に立に入る者に消毒をさせること
- ・専用の手袋を着用させることでも可能

14 衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置

- ・衛生管理区域専用の衣類と靴の着用
- ・着脱前後で物品が交差しないよう動線を区別する

15 衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等

- 入口付近に消毒設備を設置し、**車両を消毒**
→**動力（蓄圧式）噴霧器、消毒ゲート、消石灰帯**



- 区域内で車両から降りる場合は、ハンドル、
アクセルパッド、ブレーキパッドを消毒し、
シューズカバーを着用する



16 他の畜産関係施設等で使用した物品を持込む際の措置

- ・他の農場等で使用した物品は、衛生管理区域へ持ち込まない
- ・やむを得ず持ち込む場合は
洗浄・消毒する



■ 消毒が必要な物品の例

中央畜産会：飼養衛生管理基準ガイドブックより

17 海外で使用した衣類等を持込む際の措置

- ・過去2ヶ月以内に海外で使用した衣類や靴は衛生管理区域に持ち込まない
- ・やむを得ず持ち込む場合は**洗浄・消毒**する

18 飲用水の給与

- ・水道水以外の水源を飲水用に使用する場合は消毒が必要
※井戸水の場合、水質検査で衛生的な水と確認できれば
消毒は不要

19 家きんを導入する際の健康観察等

- ・家きんを導入する際は、導入元農場の疾病発生状況を確認
- ・導入後は一定期間隔離飼育し、健康観察する

III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

20 家きん舎に立ちに入る者の手指消毒

- ・家きん舎入口に消毒スプレーなどを設置し、家きん舎に立ち入る者に消毒をさせること
- ・専用の手袋を着用させることでも可能

21 家きん舎ごとの専用の靴の設置

- ・家きん舎では、その家きん舎専用の長靴と衣類を着用する
- ・着脱前後で物品が交差汚染しないように動線を分ける
- ・靴が汚れたら洗浄及び消毒をする

前室（物置倉庫）設置事例



スノコ設置事例（交差汚染防止）



ボックスベンチ設置事例（交差汚染防止）



22 器具の定期的な清掃・消毒

- ・管理に使用する器具は定期的に清掃又は消毒をする

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

- ・不必要的物品は家きん舎内へ持ち込まない

24 野生動物侵入防止対策

- ・家きん舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管場所などに網目2cm以下のネットその他の設備を設置し、定期的に点検・修繕

【家きん舎】

- ・ネットや金網の破損がないか

【排せつ物・飼料・資材・死体保管場所】

- ・屋内保管の場合、隙間はないか
- ・屋外保管の場合、ブルーシートや蓋つき容器等を使用

25 納餌・給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止

- ・排せつ物の混入で飼料などが病原体に汚染される恐れ
⇒蓋付き容器の使用や飼槽の定期的な清掃実施

26 ねずみ及び害虫の駆除

- ・ねずみやハエは病原体を家きん舎内に持ち込むリスクあり
→①殺鼠剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置などの対策
②家きん舎の屋根や壁に破損があれば修繕



27 飼養衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- ・病原体拡散リスクがある野生動物が隠れる場所をなくす
→①不要な資材を処分し、整理整頓
②農場内の定期的な除草



28 家きん舎等施設の清掃及び消毒

- ・農場で定めたマニュアルに基づいて定期的に清掃・消毒する
 - ・餌の食べこぼしを清掃することで、野生動物の誘因リスクを低減

29 毎日の健康観察

- ・家きんの健康状態がいつもと変わらないか確認
→異状な行動や症状があれば、管理獣医師へ相談か家保へ通報

産卵率

死亡率

調子が悪い家きんの羽数・場所

IV 衛生管理区外への病原体の拡散防止

30 衛生管理区域退出者の手指消毒等

- ・衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置して、
管理区域から退出する者に消毒をさせること

31 衛生管理区域退出車両の消毒

- ・衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置して、
管理区域から退出する車両の消毒をすること
→動力（蓄圧式）噴霧器、消毒ゲート、消石灰帯

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

- 区域内で使用した物品を外部に持ち出す場合は**消毒する**

33 家きんの出荷又は移動時の健康観察

- 家きんを出荷等で農場外に移動させる場合、**異状の有無を確認する**
- 家きんの死体や排泄物を移動させる場合は**ブルーシートなど**で覆い、**漏出を防止する**

34 特定症状確認時の早期通報並びに出荷・移動停止

- 特定症状を確認した場合は、直ちに家保へ通報
- 家きん、死体、畜産物、排泄物の移動を停止
- その他区域内の物品を農場外に持ち出さない

こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

通報及び出荷・移動の停止!

通報!

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

①同一の家きん舎内において、1日の死亡率が当日から遡って21日間における平均の死亡率の2倍になつている場合
②鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
③5羽以上がまとまって死亡又はまとまってうずくまつている場合



↑ HPAI・LPAIについて



【農研機構動物衛生研究部門提供】

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）
低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）

34 特定症状以外の異状が確認された場合の 出荷・移動停止

特定症状以外の場合でも

死亡率の上昇や異状（発育不良・下痢・奇形卵等）を認める
家きんが増加した場合は、直ちに管理獣医師の診療か家保の
指導を受ける

監視伝染病が否定されるまで

農場から家きんの出荷・移動を行わない

監視伝染病であることが判明した場合

家保の指導に従う

消毒薬について①

バイオセキュリティにおいて「消毒」は基本であり、多様な場面で消毒作業が行われています
「うちでは消毒を徹底してるから・・・」という過信は禁物です！

以下について確認してみましょう！

☞消毒薬の選択は合っていますか？

①**病原体によっては効かない消毒薬があります**

インフルエンザウイルスには効くが、IBDウイルスには効かないなど

②**消毒の対象物によって向き不向きがあります**

金属腐食性があるので車両消毒に不向きなど

→次スライドの表を参考に
有効な消毒薬を選択しましょう

		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰 石灰乳
△○ 効果弱有	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(エンベロープ有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(エンベロープ無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
△○ 状況・消毒薬種類により不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など

芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など

ウイルス(エンベロープ有) --- インフルエンザウイルス、ニューカッスル病ウイルスなど

ウイルス(エンベロープ無) --- アデノウイルス、鶏貧血ウイルス、IBDウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休薬期間が発生するおそれがあるため、使用にあたっては販売業者や獣医師に相談しましょう

中央畜産会：飼養衛生管理基準ガイドブックより

消毒薬について②

➡️ 消毒薬の効果を最大限引き出していますか？

①異なる消毒薬を混合していませんか？

消毒液はpHの影響を受けるものが多く、混ぜると効果が低減したり、有毒ガスが発生する場合があります

②消毒薬は適正に希釈していますか？

消毒薬には用途に応じて適切な希釈倍率が定められています
用法用量どおり希釈できているか、従業員を含めて確認しましょう

③糞尿などの汚れをしっかり落として消毒していますか？

有機物存在下では消毒効果が激減します

消毒薬について③

➡ 消毒時にさらに注意すること

①作用時間を長めに！

1分未満では効果が限定的

くぐらせるのではなく、浸漬させましょう

②冬場は要注意！

5°C以下では効果が下がる消毒薬が多くあります

影響を受けにくい消毒薬の選択や、濃度を高くしましょう

③場面に応じて濃度調整！

有機物存在下では消毒効果が激減します

用法用量の中で最大濃度の消毒液を作成しましょう

参考にしていただきたい刊行物

※農林水産省HPで公開されています



「飼養衛生管理基準ガイドブック 鶏 その他家きん編」
飼養衛生管理基準ガイドブック制作委員会

家畜の飼養衛生管理に係る取組事例集

平成30年7月
農林水産省消費・安全局
動物衛生課

家畜の飼養衛生管理に係る取組事例集
農林水産省 動物衛生課 平成30年7月